

第185回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和3年10月28日（木）14時00分～14時30分
- 2 場 所 山形県庁10階 1001会議室
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 青柳委員、阿部委員、板垣委員、伊藤委員、高谷委員、津藤委員、守屋委員、稲田[高田]委員、田中[澤村]委員、佐藤（正）[岡田]委員、石黒委員、遠藤委員、星川委員、矢吹委員、鈴木（善）委員
[]：第2号委員代理出席者

15名

欠席委員 渡邊（享）委員、渡辺（理）委員、坂本委員、平井委員、佐藤（孝）委員、原田委員、吉村委員、鈴木（君）委員

8名

- 5 事務局報告 本審議会が開会要件を満たしていることを報告し、都市計画審議会の開会を宣言した。
山形県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、高谷会長に議長をお願いした。

6 議 事 (議 長)

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。本日の審議会は、公開といたします。それから、本日の議事録署名委員お二人の方を私の方から御指名申し上げます。板垣正義委員、伊藤精司委員、以上の両委員をお願いしたいと思います。今回、本審議会に付議されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおり、1案件でございます。付議事項について当局の方から説明をお願いいたします。

(県土整備部次長土屋)

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。知事が本来出席すべきところ、公務で出席できかねますので、知事

に代わりまして私の方から本審議会に付議する案件につきまして、御説明させていただきたいと思います。本日の案件は1案件、議第1号「遊佐都市計画道路の変更」でございます。

議第1号「遊佐都市計画道路の変更」は、一般国道7号遊佐象潟道路として国土交通省が整備を進めております1・5・1号遊佐吹浦線につきまして、地質調査の結果に基づく構造変更、それから安全性向上を目的とした（仮称）吹浦ICの位置変更等を行うものでございます。

内容の詳細及び縦覧結果等につきましては、事務局より御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（議 長）

それでは、審議の方に入りたいと思います。議第1号「遊佐都市計画道路の変更」について、事務局の説明を求めます。

（事務局）

遊佐都市計画道路の変更について説明

（説明者：都市計画課 大沼 課長）

（議 長）

はい。どうもありがとうございました。では、ただいま説明のあった案件につきまして、御意見、あるいは御質疑等ございませんでしょうか。

（石黒委員）

一つだけ教えてもらいたいののですが、先ほどの御説明では開通できる日程が定められていますが、例えば今回、長大橋という橋の工事で、工事が大変だというようなことを含めて、延びていくようなことになるのでしょうか。あるいは、逆にプレロード等の必要性が無くなったということで、少し早まるというか、その辺り、待ち望んでいる庄内の皆さんの事を考えると、ちょっとその辺が気になったので、異論はまったくありませんが、教えて頂けると幸いです。

（事務局）

事業者である、国土交通省から聞いておりますところによりますと、盛土構造から橋梁構造になることによって、工事費は変更になりますが、元々、軟弱地盤対策ですとかの工事費が見込まれておりまして、大きく変わることはないということで、開通の予定の時期も、今

のところ変わりはないと聞いております。

(議 長)

他にございませんでしょうか。

(星川委員)

大分議論していた案件で、地元でもいつできるのかというふうなお声も聞こえている中ですので、是非とも早くやっていただきたいとお願いしたいと思います。

(議 長)

リモートの方々も何か御意見があれば挙手をしていただければと思います。

(守屋委員)

内容に異論は全くないのですが、軟弱地盤が発覚したということだったのですけれども、以前から分かっていたものが、更にひどい状態というか、更に軟弱だということになったということなののでしょうか。それとも、今回調べて初めて分かったということなののでしょうか。

(議 長)

それでは、事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

元々地形的には、ある程度の軟弱地盤というのは想定されていた地域ではあったのですけれども、事業化後に行われた現地での詳細な地質調査により、正確な地盤の状況を把握できたということでございまして、結果的には、こういう形で構造変更が生じてしまったということでございます。

(守屋委員)

分かりました。ありがとうございます。

(議 長)

他にございますでしょうか。

この案件につきましては、是非進めて頂きたいと思うのですが、あの地域の風景とか、私もよく知っていて、素晴らしい景観がある場所なので、水系を乱さないとかい

ろいろな基本的な条件はあるとは思いますが、当然そういった配慮はしてくださる
とは思いますが。

それでは、採決に移りたいと思います。本日の審議会における表決は、挙手の方法
によりたいと思います。議第1号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手全員でございます。よって、本案については原案のとおり可決いたしました
以上をもちまして、本審議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしまし
た。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお願いいたした
いと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思います。
委員の皆様におかれましては、終始慎重な御審議をいただきありがとうございました。
これをもちまして、本日の審議を終了いたします。

(終了 14時30分)

令和3年10月28日